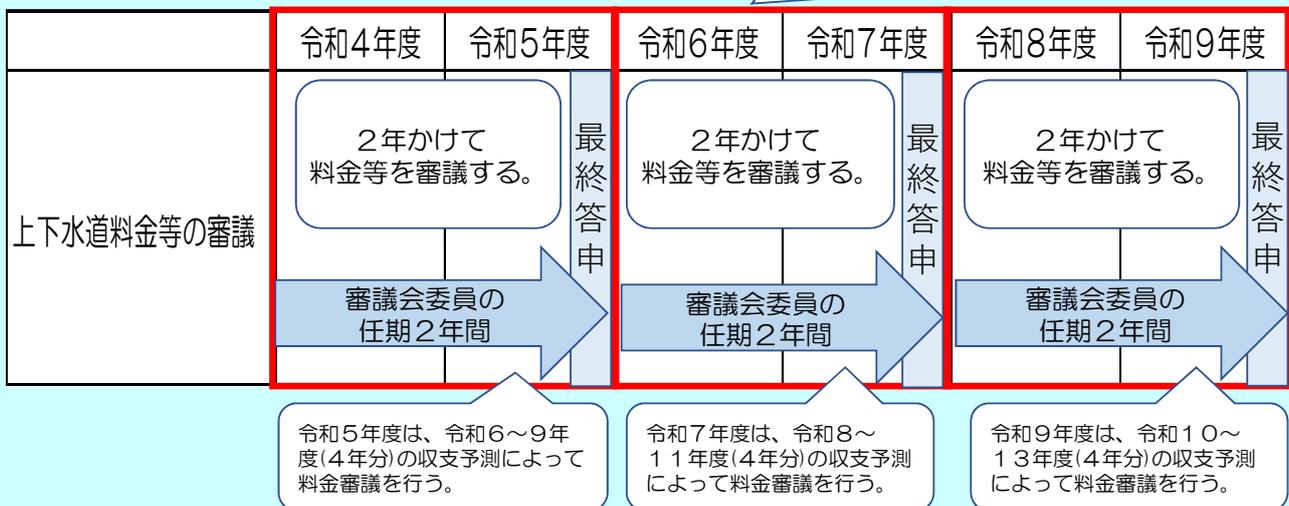


# 水道料金・下水道等使用料及び 受益者負担金について

- 水道料金の算定について
- 下水道使用料等の算定について
- 受益者負担金の算定について

## 水道料金・下水道使用料等の審議について(その1)

今後4年間の収支予測（料金算定期間4年間）を元に、上下水道料金等の審議を2年ごと（委員の任期ごと）に行う。任期1年目は上下水道料金の現状把握、任期2年目で料金審議を行い、その結果を最終答申に反映する。



2年毎に料金審議することで、毎年見直し(ローリング)している実施・財政計画(4年間)を料金に反映する。

# 水道料金・下水道使用料等の審議について(その2)

## 令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第1回 上下水道の概要について			第2回 上下水道決算 上下水道料金概要		令和4年度実施計画・財政計画 による上下水道料金を算定	第3回	第4回	中間答申 中間答申(案)について		

## 令和5年度

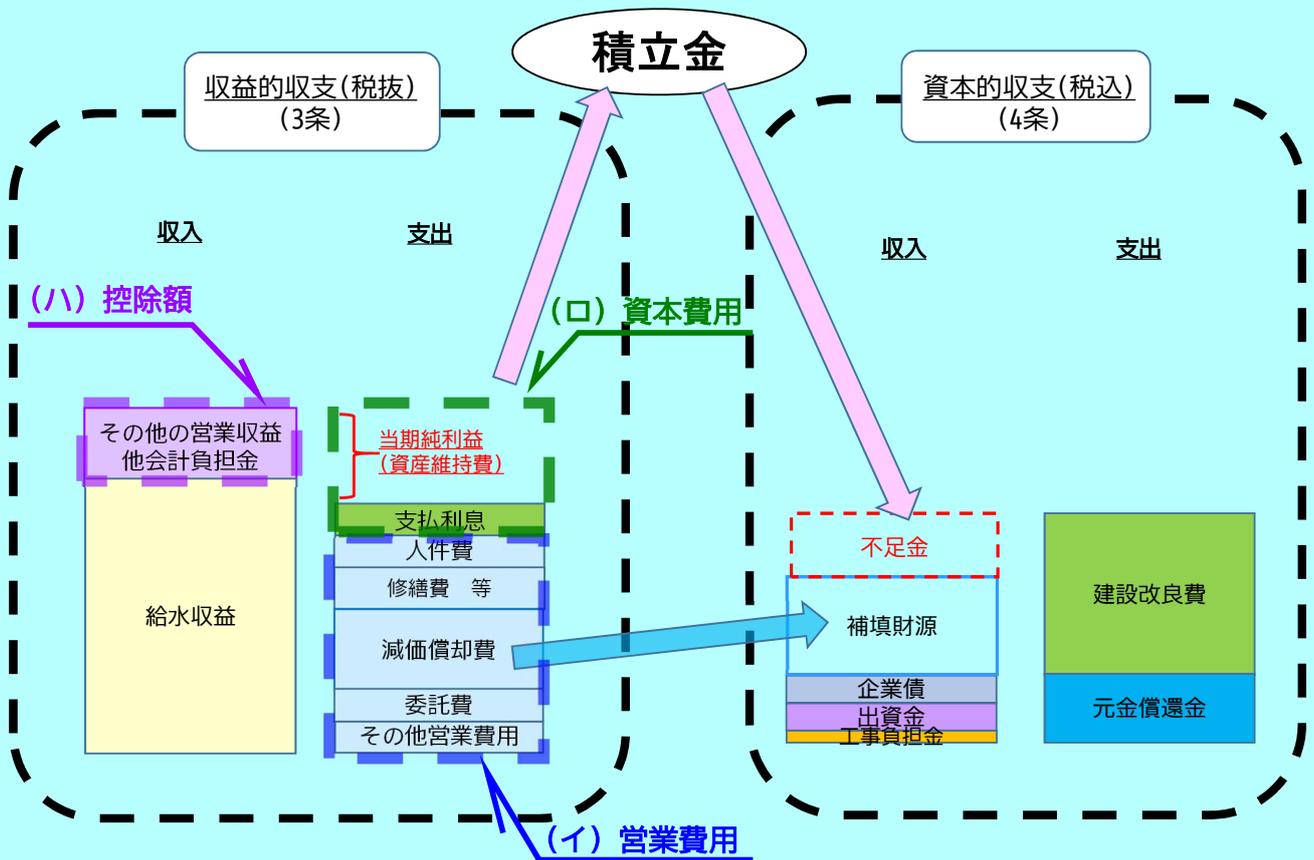
今日は  
ここです

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会		第5回 水道料金について			第6回 下水道使用料について		令和5年度実施計画・財政計画による 上下水道料金の審議	第7回	第8回	答申(案)について	答申	

※令和5年度は予定であり、日時や回数は変更する場合があります。  
※料金に係る部分を示しています。

# 水道料金の算定について

## 料金算定に係る水道事業決算 イメージ



※収入から長期前受金戻入・水道加入金を除く

5

## 水道料金の考え方

公益社団法人日本水道協会では、「水道料金算定要領(以下「算定要領」という。)」を定めており、本市では、この算定要領に基づき水道料金の算定を行っている。

過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営に基づく**営業費用**+水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる**資本費用**により算定

⇒ **総括原価方式**

- 料金収入 (給水収益) = 総括原価  
 = 営業費用 (イ) + 資本費用 (ロ) - 控除額 (ハ)
- イ 営業費用・・・人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用
  - ロ 資本費用・・・支払利息、資産維持費
  - ハ 控除額・・・営業収益の額から給水収益を控除した額 (その他の収益)

総括原価=給水収益

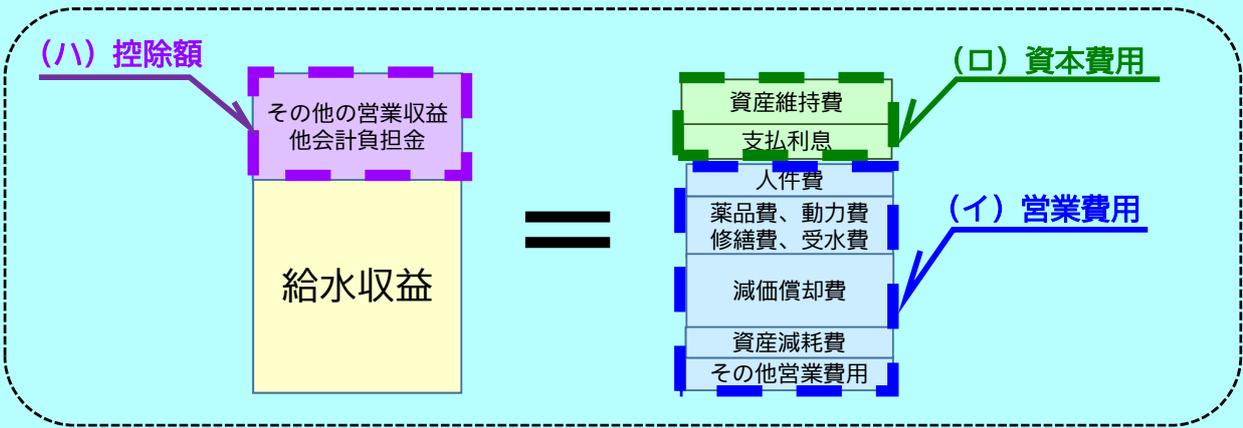
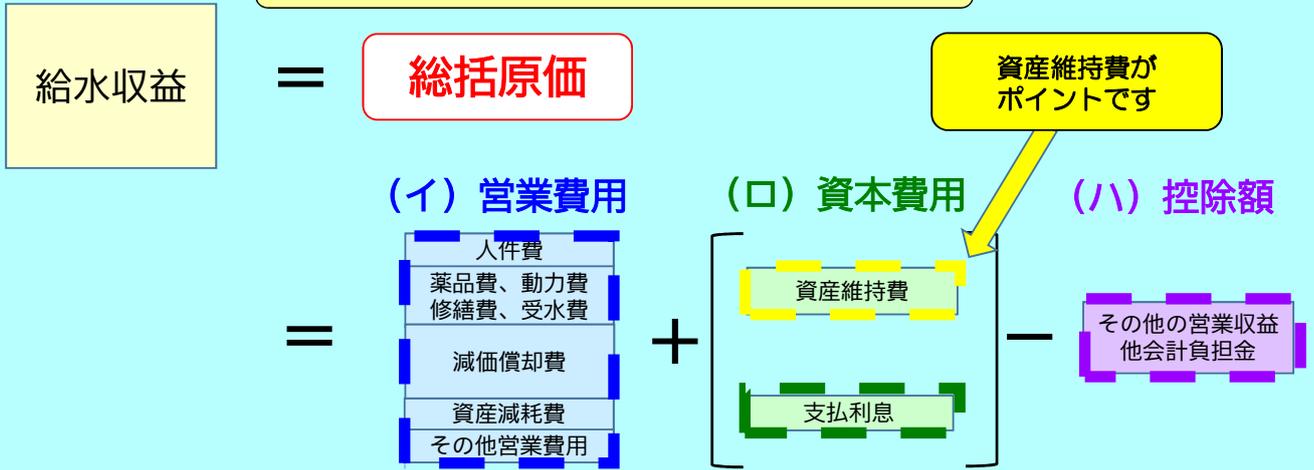
(ハ)控除額

(ロ)資本費用

(イ)営業費用

6

## 総括原価の考え方



7

## 資産維持費を除いた総括原価の予測(2024(R6)年度~2027(R9)年度)

資産維持費を除いた水道事業にかかる総括原価の予測(2024(R6)~2027(R9))

単位：千円

	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	合計	
(イ) 営業費用	6,657,801	6,791,832	6,885,313	6,955,732	27,290,678	
(ロ) 資本費用	支払利息	76,528	60,956	59,505	60,186	257,175
	資産維持費					
(ハ) 控除額	292,047	303,455	304,128	303,590	1,203,220	
合計	6,442,282	6,549,333	6,640,690	6,712,328	26,344,633	

※第5次財政計画を採用

この差額が、料金を据置きにした場合の資産維持費(当期純利益)となる。

4年間差額  
1,841,422千円  
(460,356千円/年)

給水収益の予測(2024(R6)~2027(R9))

単位：千円

	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	合計
給水収益	7,089,818	7,056,858	7,028,353	7,011,026	28,186,055

8

## 資産維持費の算定

$$\text{資産維持費} = \text{(1)対象資産} \times \text{(2)資産維持率}$$

### (1)対象資産

償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど、将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

### (2)資産維持率

今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として**3%を標準**とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。

ただし、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

## 前回料金算定 (R3) の資産維持率の検討

資産維持率 標準 3%

水道料金17.3%の値上げは、市民生活に多大な影響。積立金の推移は11年後に、200億円を超える予測。

市民生活に影響の少ない水道料金を据置いた場合の積立金の推移を考慮する。

(料金を据置いた場合)  
資産維持率 0.94%

給水収益(現在の料金)から算出した資産維持率で、積立金(繰越財源)の推移を注視する。

財源不足になるかどうかの確認をする。

## 水道料金を据置いた場合の資産維持率

R3算定 23 億円

R5算定 18 億円

4年間の給水収益  
28,186,055千円

4年間の総括原価  
(資産維持費を除く)  
26,344,633千円

4年間の差額  
1,841,422千円  
1年間の差額  
460,356千円

1年間の差額  
460,356千円

償却対象資産  
64,445,140千円

0.00714  
(0.71%)

R3算定 0.94%

R5算定 0.71%

据置きとした場合の資産維持率 ⇒ 0.71%

11

## 料金を据え置きとした場合 前回料金審議との比較

上段 : 今回料金審議(R5)  
(下段) : 前回料金審議(R3)

料金据え置いた場合  
資産維持費率0.71%に相当  
(令和3年度 約0.94%)

給水収益

約 282 億円

(令和3年度 約283億円)

(ロ) 資本費用

資産維持費 約18億円  
(令和3年度 約23億円)

利息 約3億円  
(令和3年度 約4億円)

(ハ) 控除額

約 12 億円

(令和3年度 約11億円)

(イ) 営業費用

約 273 億円

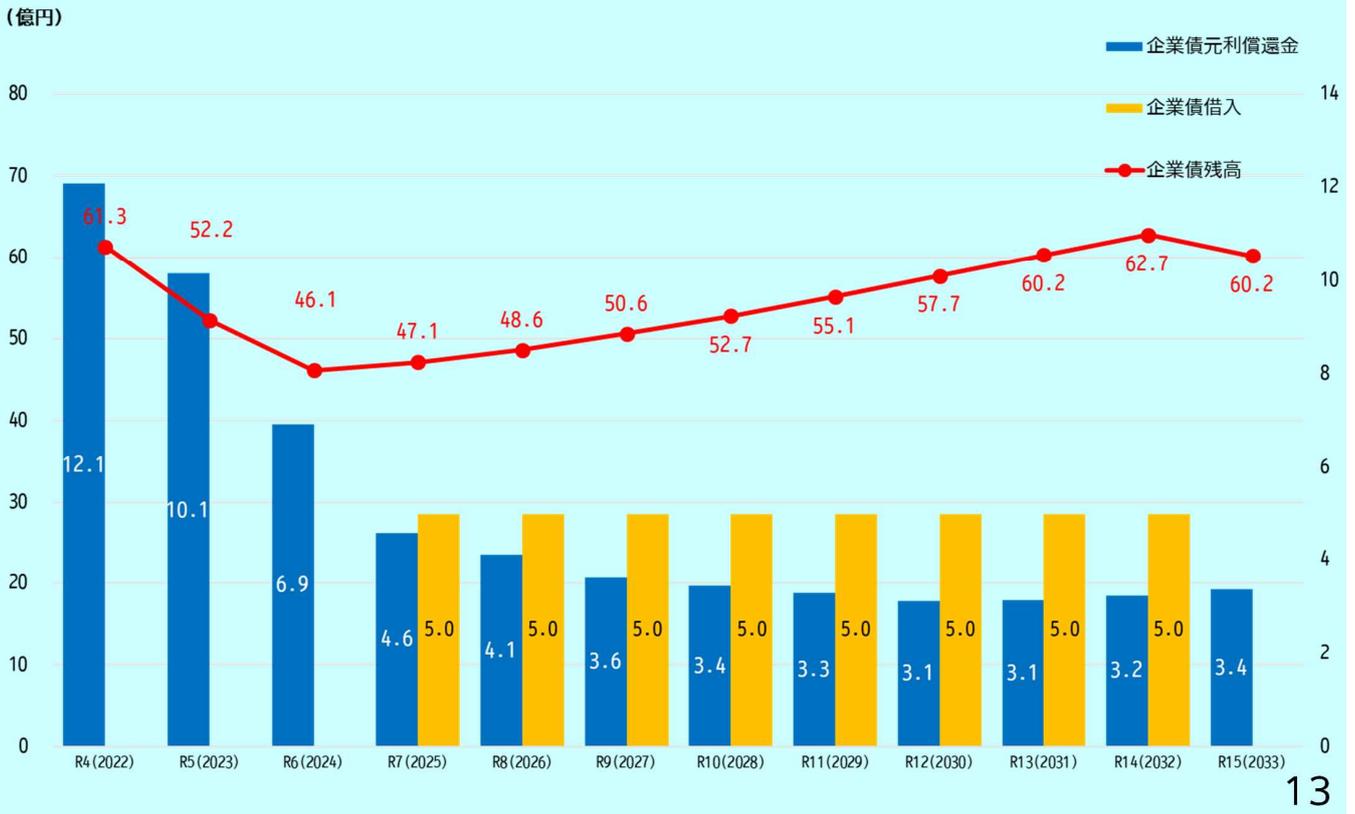
(令和3年度 約267億円)

4年間の収入と  
支出を比べる

12

## 2033(R15)年度までの企業債残高の推移

※第5次財政計画から抜粋



## 企業債残高対給水収益比率 (第5回審議会資料 再掲)

$$\text{企業債残高対給水収益比率 (R4)} = \frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益 (1年分)}} \times 100\% = \frac{61.3 \text{ 億円}}{70.9 \text{ 億円}} \times 100\% = 86.45\%$$

### 企業債残高対給水収益比率 経過



## 繰越財源(積立金)の推移 前回料金審議(R3)との比較



15

## 水道料金の検討について (まとめ)

### 今年度の算定

4年間の営業費が前回算定(R3)と比べ6億円増加(2.9%増)の273億円が見込まれる。据置きとした場合の資産維持費は5億円の減少の18億円となり、資産維持率は令和3年度の算定で0.94%であったが、0.71%に減少した。

資産維持費は減少しているが、企業債を活用し建設費等を勘案した10年間の積立金の推移は約30億円を維持し、資金不足にはならない。

### 水道料金据置き

16

# 下水道使用料の算定について

17

## 下水道使用料対象経費の考え方

**下水道管理運営費**  
収益的収支 支出  
(資本費・維持管理費)

下水道管理運営費  
(雨水)

下水道管理運営費  
(汚水)

下水道管理運営費  
(汚水)

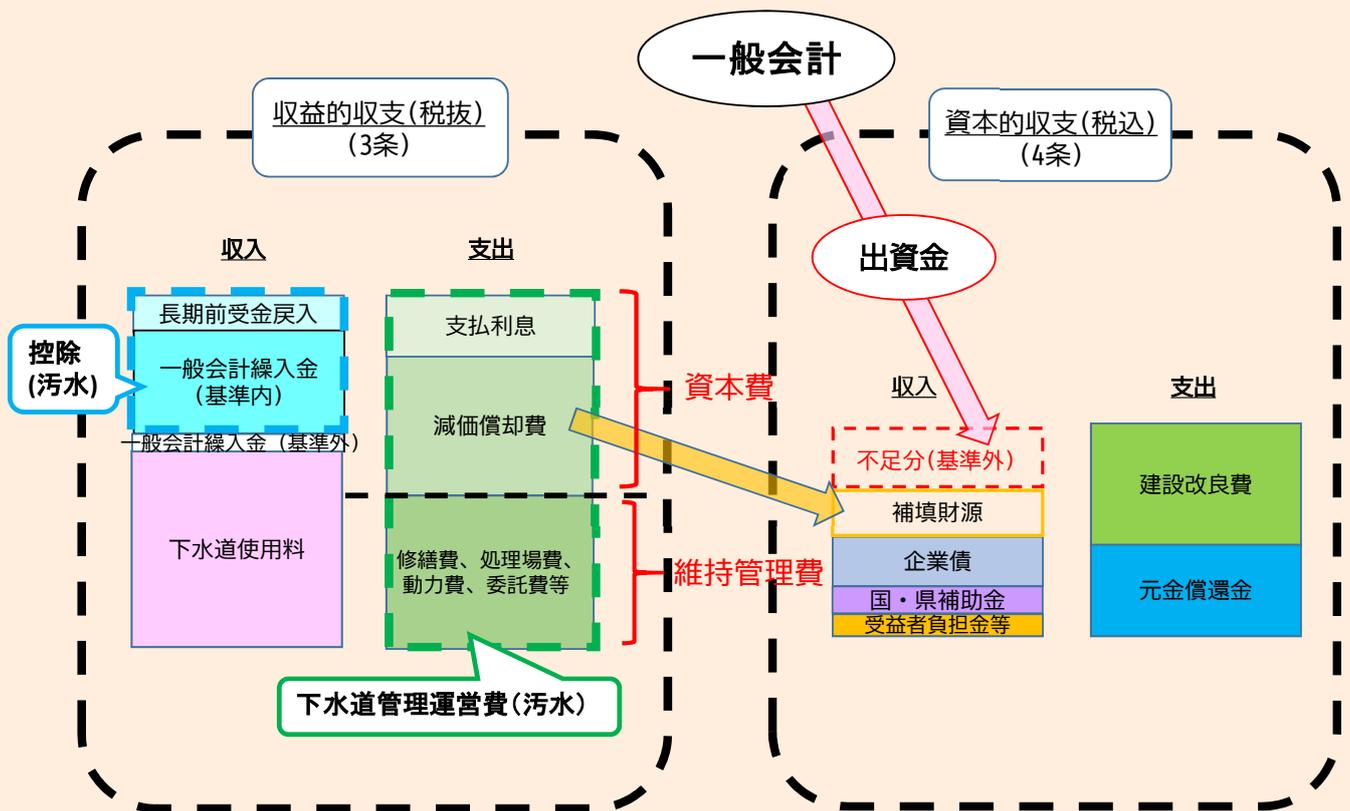
控除額

下水道使用料対象経費  
(汚水処理費)

控除額・・・一般会計繰入金(基準内)  
長期前受金戻入

18

## 下水道事業決算（污水） イメージ図



19

## 下水道使用料に対する考え方

### I. 第5次下水道財政研究委員会の提言（昭和60年7月）

- (1) 污水に係る**維持管理費**は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすること。
- (2) 污水に係る**資本費**は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料の対象とする範囲を限定する事ができる。  
 ⇒建設段階においては、使用料が高額になる等の事情により、範囲を限定する。

下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版  
 （発行：公益社団法人 日本下水道協会）

同様の考え方が掲載されている

20

## 下水道使用料の水準に関する国の方針

(1) 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会（総務省）」（平成18年3月）

（平成18年3月 総務省自治財政局地域企業経営企画室）

基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20m<sup>3</sup>・月（使用料単価150円/m<sup>3</sup>）の水準を目途に適正化を図るべき。

(2) 「下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）」（令和2年11月）

「月3,000円/20m<sup>3</sup>・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要と考えられる。また、地方財政措置の前提条件となっていることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要。

繰出基準に示されている使用料単価150円/m<sup>3</sup>以上は満たしている。

使用料単価 150円/m<sup>3</sup>以上

$$\text{郡山市の使用料単価} = \frac{\text{下水道使用料収入 約38.6億円}}{\text{有収水量 約2226万m}^3} = 173\text{円/m}^3$$

※流域関連公共下水道の場合 21

## 下水道使用料に対する考え方

資本費

・建設にかかる経費のこと  
※減価償却費・企業債の利息

高額となる場合は範囲を限定する

維持管理費

・維持管理にかかる経費のこと  
※修繕費・動力費・委託費等

下水道使用料で賄うべき経費

## 下水道使用料の算定について

【単位：千円】

### 下水道管理運営費の内訳

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
下水道管理運営費		8,698,819	8,751,016	8,676,253	8,692,987
内訳	下水道管理運営費(雨水)	1,802,307	1,785,776	1,802,091	1,814,120
	下水道管理運営費(汚水)	6,896,512	6,965,240	6,874,162	6,878,867

### 使用料対象経費の予測

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
下水道管理運営費(汚水)		6,896,512	6,965,240	6,874,162	6,878,867
控除額	長期前受金戻入(汚水)	1,011,668	1,027,071	1,049,425	1,064,477
	基準内繰入金(汚水)	1,878,214	1,915,676	1,789,373	1,783,045
使用料対象経費		4,006,630	4,022,493	4,035,364	4,031,345

### 下水道使用料収入の予測

経費回収率

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
使用料収入		3,894,111	3,909,316	3,925,855	3,918,175
基準外繰入金(使用料対象経費－使用料収入)		112,519	113,177	109,509	113,170

23

## 経費回収率

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{使用料対象経費 (汚水処理経費)}}$$

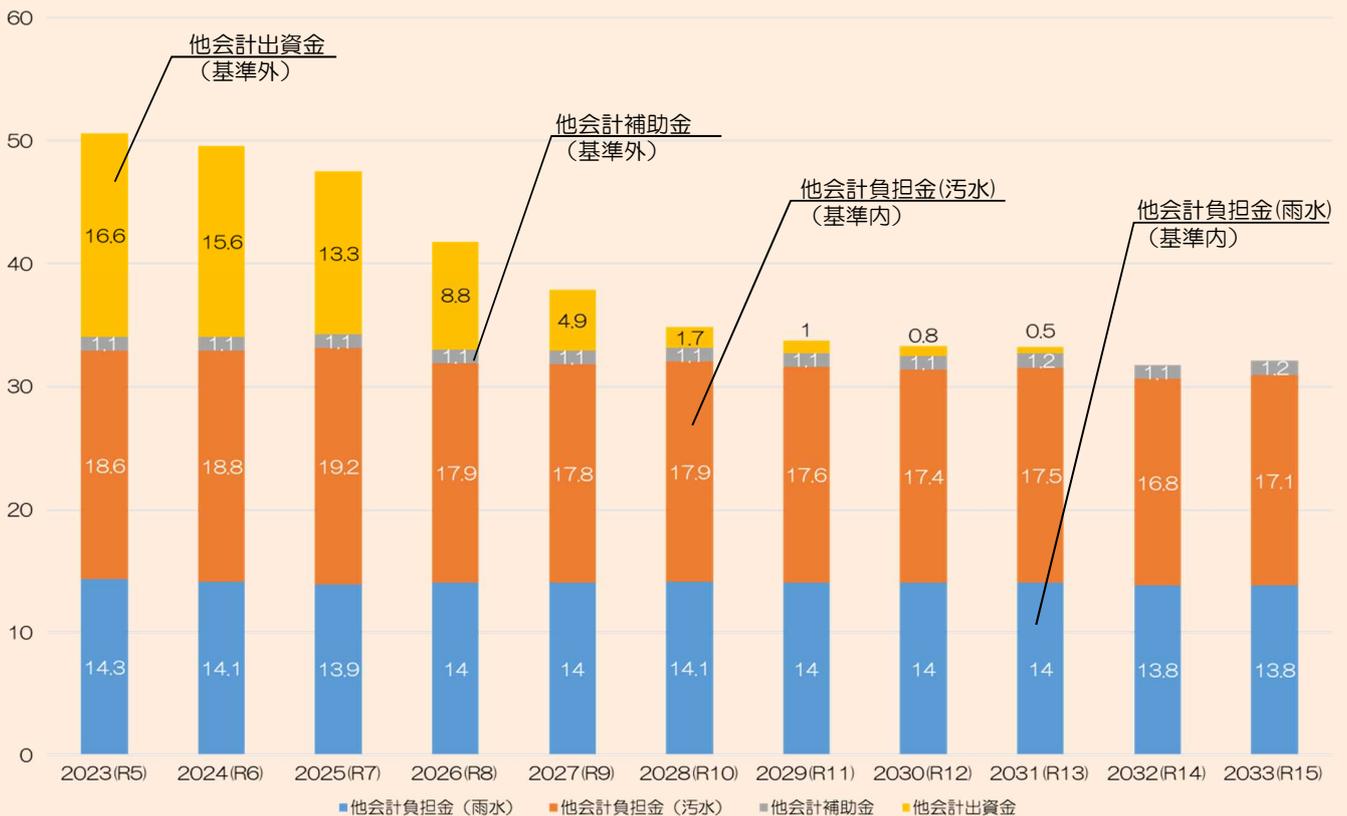
経費回収率とは、使用料で回収すべき使用料対象経費（汚水処理経費）を使用料収入で賄えているかどうかを示す指標。  
 この数値が100%を下回っている場合、使用料で回収すべき汚水処理経費を全て使用料で賄えていない状況を示す。

## 経費回収率の予測



## 一般会計繰入金の推移予測

【億円】



※他会計出資金は、雨水及び汚水の合計額です。

## 企業債元金償還・企業債借入・企業債残高の推移予測



27

## 下水道事業の資産維持費について

「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人日本下水道協会発行）は平成28年度末に大幅に改訂。

下水道使用料対象経費の算定の中に、水道事業などと同様に「資産維持費」を位置付け。



下水道事業では、資産維持費の算定方法については示されていない。

郡山市上下水道事業経営審議会 答申（令和3年11月11日）

下水道使用料の資産維持費については、国の制度上一般会計からの繰り入れがある場合には計上が難しいことから、今後の国の制度変更等に応じて検討することが望ましい。

28

## 下水道使用料の検討について（まとめ）

国の方針である下水道使用料単価150円/m<sup>3</sup>の水準を満たしており、2024(R6)年度～2027(R9)年度までの経費回収率の予測は約97%で推移する。一般会計繰入金は今後4年間で出資金は減少するが、それ以外は横ばい傾向である。



現行制度においては、現在の下水道使用料は妥当。  
資産維持費については、現行制度が変更された際に導入の検討を行う。



下水道使用料据置き

※農業集落排水施設使用料は下水道使用料と同額としている。

29

## 受益者負担金の算定について

30

## 今後3年間の受益者負担金の算定

年 度	末端管渠整備費 (千円)	整備面積 (㎡)	整備地区
6	793,737	325,000	八山田、中ノ平 宝田
7	1,067,880	420,000	御前南・富田東
8	1,067,880	430,000	御前南・富田東
合計	2,929,497	1,175,000	

$$\frac{2,929,497,000\text{円}}{1,175,000\text{㎡}} \times \frac{1}{5} = 498.64\text{円/㎡}$$

※前回審議会(R3)では、算定金額は504.2円/㎡であり、料金は据置きとした。

31

## 受益者負担金等の検討について

4年間の受益者負担金の算定金額は498.6円/㎡となり、現在の受益者負担金496円/㎡をやや上回るが、前回(R3)審議会で算定された504.2円/㎡(負担金据置き)を下回る。

受益者負担金については据置き。

今後も効果的な整備を行い下水道普及に努める。

### 【参考】

湖南地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金  
1戸あたり173,000円

※平成16年の下水道等事業運営審議会において、事業完了時まで据え置くよう答申がなされた。

32